

随意契約の結果

【令和7年1月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
八重洲ファーストフィナンシャル ビル賃料・共益費	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和7年1月15日	MS & AD ビジネスサポ- ト (株) 東京都中央区新川 2－2 7 －2	5010001049097	292,720,872円	292,720,872円	100.0%	当該契約は、都心業務部の執務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を八重洲事務所とすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
令和7年度堀切まちづくり事務所 (賃料保管場所) 契約に係る賃料	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和7年1月28日	(株) 丸大 東京都豊島区東池袋 4－2 4 －3	8011401006008	1,716,000円	1,716,000円	100.0%	当該契約は、東立石四丁目地区の当機構所有の資料保管等を目的とする事務所の賃貸借契約である。 過年度、東立石四丁目地区まちづくり事務所が閉鎖されたことにより、東立石四丁目地区の当機構所有の資料を保管する場所が必要となり、立地、規模、賃料等の条件から、堀切まちづくり事務所の同ビル住所である当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものである。会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、業者と随意契約を行ったものである。	-				
共同通信会館に係る建物管理等業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和7年1月28日	(株) 共同通信会館 東京都港区東新橋 1丁目 7 －1	2010401008259	14,221,350円	14,221,350円	100.0%	本業務は、市街地再開発事業の事業区域内にある従前建物について、代表施行者である当機構が所有者となることから、当該建物の維持管理を行うものである。 当該建物維持管理業務は、従前建物に仮移転中である権利者の本移転及びその後の建物内インフラ設備等の撤去作業に要する期間の計約2か月間のみ行うもので、当該建物は本移転及び撤去作業完了後直ちに解体する予定である。 解体を前提とした建物の維持管理であり、かつ業務期間也非常に短いことから、管理状況を熟知した現行の所有者かつ管理者である当該者に引き続き当該建物の維持管理を委託することで、効率的かつ柔軟な維持管理が期待されるだけでなく、業務負担の軽減、事業の円滑な推進が見込まれ有利に働くことから、会計規程第51条第3項第4号に基づき随意契約を行うものである。	-				
長岡都市再生事務所追加賃借区画 に係る事務所賃賃料 (R 7. 2 ～、R 9. 1)	契約担当役 東日本都市再生本部長 西野 健介 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和7年1月16日	(株) リオ・コンサルティ ング 東京都東京都千代田区永田 町 2－1 2－4	1010001091482	4,937,328円	4,937,328円	100.0%	長岡における事業が継続中であるため、令和5年度に締結した事務所賃貸借契約を更新するものが本契約である。前回随契約時に確認した、条件(事務所と同フロアであること)及び賃料(周辺賃料相場も同様)が変わっていないことから、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該契約相手方との契約を更新したものである。	-				